

## 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

平成26年8月28日制定

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約第11条3項に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の財務処理及び庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

#### （職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、佐世保市地域未来共創部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、佐世保市地域交通課長、地域交通課の職員及び佐世保市地域未来共創部長が指名した職員をもって充てる。

#### （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他、協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

#### （委任）

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成26年8月28日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年5月30日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。